

# 議 会 運 営 委 員 会

令和2年9月4日(金)

個人一般質問終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

## 出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

---

## 議 題

- 1 令和2年9月浜田市議会定例会議の追加議案等及び付託案について

資料 1-1～1-3

- 2 議会提出議案等について

資料 2-1、2-2

- (1) 浜田市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について  
(2) 国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書について

- 3 陳情審査について

資料 3

- (1) 陳情第161号 過去の陳情と同一趣旨の陳情の取扱いの改善を求める陳情について  
(2) 陳情第162号 浜田市議会陳情書取扱基準の改善を求める陳情について  
(3) 陳情第163号 浜田市議会基本条例と浜田市議会議員政治倫理条例のすり合わせを求める陳情について

- 4 その他

令和 2 年 9 月 浜田市議会定例会議 付議事件（追加分）

議案等（4 件）

〔財産の取得 4 件〕

議案第 68 号 財産の取得について（小学校教育用パソコン 9 校分）

議案第 69 号 財産の取得について（小学校教育用パソコン 7 校分）

議案第 70 号 財産の取得について（中学校教育用パソコン 4 校分）

議案第 71 号 財産の取得について（中学校教育用パソコン 5 校分）

報告（1 件）

報告第 21 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

追加提案議案 概要説明資料  
(令和 2 年 9 月 8 日追加提案予定)

議案第 68 号

○ 財産の取得について（小学校教育用パソコン 9 校分）

小学校の児童 1 人 1 台端末整備のため、次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めます。

- 1 取得する財産 小学校教育用パソコン 1,282 台
- 2 取得の方法 購入（指名競争入札）
- 3 取得の予定価格 52,374,828 円
- 4 契約の相手方 島根県浜田市笠柄町 8 番地  
株式会社ミック 浜田支店  
支店長 湊 英 昭

議案第 69 号

○ 財産の取得について（小学校教育用パソコン 7 校分）

小学校の児童 1 人 1 台端末整備のため、次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めます。

- 1 取得する財産 小学校教育用パソコン 1,248 台
- 2 取得の方法 購入（指名競争入札）
- 3 取得の予定価格 50,985,792 円
- 4 契約の相手方 島根県浜田市笠柄町 8 番地  
株式会社ミック 浜田支店  
支店長 湊 英 昭

## 議案第 70 号

### ○ 財産の取得について（中学校教育用パソコン 4 校分）

中学校の生徒 1 人 1 台端末整備のため、次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めます。

- 1 取得する財産 中学校教育用パソコン 563 台
- 2 取得の方法 購入（指名競争入札）
- 3 取得の予定価格 24,072,191 円
- 4 契約の相手方 島根県浜田市下府町 327 番地 85  
株式会社浜田コンピュータシステム  
代表取締役 井上公明

## 議案第 71 号

### ○ 財産の取得について（中学校教育用パソコン 5 校分）

中学校の生徒 1 人 1 台端末整備のため、次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めます。

- 1 取得する財産 中学校教育用パソコン 556 台
- 2 取得の方法 購入（指名競争入札）
- 3 取得の予定価格 23,717,848 円
- 4 契約の相手方 島根県浜田市下府町 327 番地 85  
株式会社浜田コンピュータシステム  
代表取締役 井上公明

## 報告第 21 号

### ○ 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

公用車運転中の事故による損害賠償の額を決定するものです。

- 1 損害賠償の額                    154,164 円
- 2 損害賠償の相手方            （省略）

## 令和2年9月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

## 【付託件数内訳】

総務文教委員会 4件

## 市長提出議案等（議案4件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第68号	財産の取得について (小学校教育用パソコン9校分)	総務文教委員会
議案第69号	財産の取得について (小学校教育用パソコン7校分)	〃
議案第70号	財産の取得について (中学校教育用パソコン4校分)	〃
議案第71号	財産の取得について (中学校教育用パソコン5校分)	〃

## 議会追加提出案件（2件）

発議等番号	件名
発議第4号	(議員定数等議会改革推進特別委員会提案 提出日 9月8日) 浜田市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
発議第5号	(産業建設委員会提案 提出日 9月29日) 国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書について

## 市長報告事件（1件）

報告第21号	専決処分報告について（事故の損害賠償の額の決定）
--------	--------------------------

発議第 4 号

浜田市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

浜田市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり、  
浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 2 年 9 月 8 日 提出

提出者 議員定数等議会改革推進特別委員会  
委員長 牛 尾 昭

## 浜田市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

浜田市議会の議員の定数を定める条例（平成 20 年浜田市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

本則中「24 人」を「22 人」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の浜田市議会の議員の定数を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。



浜田市議会の議員の定数を定める条例（平成20年浜田市条例第1号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
浜田市議会の議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により <b>24人</b> とする。	浜田市議会の議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により <b>22人</b> とする。

# 提案条例説明資料

提案者 議員定数等議会改革推進特別委員会

1	議案番号	<b>発議第4号</b>
2	題名	浜田市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	議員定数等議会改革推進特別委員会における決定に基づき、浜田市議会の議員の定数について、所要の改正を行うものです。
4	概要	浜田市議会の議員定数の改正（本則関係） （改正前） 24人 （改正後） 22人
5	施行期日等	1 施行期日 公布の日 2 適用区分 施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

発議第 号

国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書について

国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 2 年 9 月 29 日 提出

産業建設委員会

委員長 串 崎 利 行

国土強靱化、老朽化対策を含む  
地方の社会資本整備の推進を求める意見書

近年、全国各地でこれまでに経験したことのない豪雨災害が頻発しており、本年も「令和2年7月豪雨」により、多くの尊い人命と貴重な財産が失われている。

本市においても、過去に幾度となく豪雨災害が発生しており、その都度市民と行政が一体となって復旧に取り組んできた。

市民が安全な環境のもとで暮らし、経済活動を維持継続していくためには、道路ネットワークの構築や河川改修などの社会資本の整備、更には激甚化する自然災害に対応した防災・減災対策と既存インフラの老朽化対策に集中的に取り組むことが必要である。

加えて、コロナ渦で落ち込む地域経済を回復させるうえで、民間投資を促し生産性向上に寄与する社会資本の整備は、より一層必要なものとなる。

よって、国においては地方の現状を十分に踏まえ、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 令和3年度予算において、地方の安全・安心な生活の確保と定住人口の増加、地域活力の向上に資する社会資本整備に必要な予算を十分に確保すること。
- 2 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、農業漁村整備事業予算等については、道路ネットワークや農林水産基盤の整備、防災対策、河川改修、土砂災害対策、各施設の老朽化対策など、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
- 3 整備の遅れている山陰道については、国土のミッシングリンク解消のためにも、事業中区間の早期完成と未着手区間が多く残る益田～萩間の中でも「小浜～田万川間」の早期事業化を図ること。
- 4 令和2年度で終わる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を令和3年度以降も継続するとともに、地方負担分を軽減する措置

も含め必要な予算・財源を別枠で安定的に長期にわたり確保し、これまで以上に強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めること。

5 施設の老朽化に関わる点検や点検結果に基づく修繕の実施など、老朽化対策の推進に必要な予算を従来の予算とは別に確保すること。また、補助対象を拡大し、確実に所要の予算を配分するとともに、地方負担分についての地方財政措置を拡充すること。

6 新型コロナウイルス感染症の流行で、大幅に停滞する地方の経済・雇用を下支えする公共事業を含めた令和2年度補正予算を措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月29日

浜 田 市 議 会